

汚染防止

汚染防止に関する考え方

サンゲツグループは、企業活動を遂行するうえで、大気・水質・土壤への汚染を回避・低減することを重要な課題の一つと認識し、環境保全への責任を果たすべくさまざまな取り組みを推進しています。化学物質や有害廃棄物の管理体制を強化し、排出量の削減および適正な処理に取り組むとともに、大気汚染物質の排出削減に努めています。また、環境保全に関する国際的な宣言・協定・条約、ならびに国内外の法令や業界ガイドラインを遵守し、継続的に汚染防止に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

化学物質に関する取り組みについて

EUのRoHS指令やREACH規則に代表される世界的な製品含有化学物質管理規制が強化されるとともに、生物多様性への取り組みが推進されています。また、労働安全衛生の観点からも化学物質の管理が厳しくなってきている状況です。このため、企業には化学物質に関する法規制への対応が、これまで以上に求められています。

特に商品の含有化学物質については、ご使用いただくお客様にどのように危険・有害性等、リスクを伝達するかが重要とされています。そのために、環境マネジメントシステムにおいて、商品含有化学物質管理の要素を盛り込んだ帳票類を作成しています。化学物質への対応強化による安全安心な商品提供を第一義として、インテリア商品ではAIS (Article Information Sheet) を発行しています。また、接着剤や副資材関係はSDS (Safety Data Sheet) を発行し、GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) により、国際ルールに則った、分かりやすい危険・有害性情報等の発信によりリスクを最小限にするために取り組んでいます。

当社商品の含有化学物質管理について

当社商品の中には、法規制によっては含有させてはいけない物質や、禁止ではないが含有率などの状況を把握し、届出や情報伝達を求められる物質が含まれている可能性があります。当社商品の含有化学物質情報は商品供給メーカーより入手する必要があります、商品供給メーカーは原材料供給メーカーより情報を入手する必要があります。サプライチェーンの情報の流れが商品の含有化学物質規制の遵守を可能にします。

当社商品を安心してご使用いただき、環境に配慮した商品であることを確実にするために、サプライチェーンで共通化された書式・ツールを用いることで情報収集の仕組みを整備して行きます。

建築基準法によるシックハウス規制について

2002年7月の建築基準法改正で、室内の環境浄化を目的にシックハウス規制（建材の制限と機械換気設備の設置）が2003年7月に施行されました。シックハウス規制対象となる化学物質は、クロルピリホスとホルムアルデヒドの2物質で、クロルピリホスを添加してある建材は使用禁止、ホルムアルデヒド発散建築材料はランク分けされ、使用面積の制限が設定されました。当社にかかる建材のうち、壁紙においては第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の製品として告示されたことから、壁紙を内装仕上げ材として用いる場合は、製造業者がJISまたは国土交通大臣の認定を取得し、発散等級を明らかにすることが必須となりました。

壁紙を施工する際に使用する壁紙用澱粉系接着剤も「第1種ホルムアルデヒド発散材料」に指定され、面積制限の規制対象品となりました。

ホルムアルデヒドを発散する建築材料は、発散速度性能に応じて「第1種」から「規制対象外」までの4つの種別に区分されます。

居室の内装仕上げ材として、等級表示のない告示対象の建築材料は使用できなくなりました。ただし、部分的な面（柱、廻り縁、窓台、巾木、建具材等）は対象とはなりません。

当社壁装材見本帳に収録される壁紙については、全点シックハウス規制対象外（F☆☆☆☆）の性能を保持し、使用制限が無くお使いいただける商品を提供しています。

リスクアセスメント※の義務化について

労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質に対し、事業場での危険性や有害性の調査（リスクアセスメント）の実施が義務付けられました。（平成28年6月1日施行）

1. 表示義務（ラベル表示）対象物質の拡大

危険有害性情報や取り扱い方法について、容器や包装ラベルに表示される化学物質の対象が拡大傾向にあり、令和4年4月1日施行の改正により896物質が対象となりました。

2. リスクアセスメントの義務化

対象物質について、これらを取り扱う事業場にリスクアセスメントの実施が義務付けられました。

当社では、これら関連する法令について、隨時確認、検討を重ね、ご使用に当たっての注意事項などを分かりやすくお伝えし安心してご使用いただけるように日々取り組んでいます。

※リスクアセスメント：化学物質の危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討すること。

大気汚染防止に関する取り組みについて

大気汚染物質には、「大気汚染防止法」で定められたばい煙、SOx（硫黄酸化物）、NOx（窒素酸化物）、VOC（揮発性有機化合物）などがあります。これらの物質は、光化学スモッグ等の発生、健康や地球環境に影響を与えますが、サンゲツグループでは、製造設備について適切な管理を行っています。

ばい煙やVOCはボイラー・コーティング（稼働時に排出されますが、弊社グループであるクリアネイト株式会社で使用している全てのボイラーならびにコーティングは、法に従って適切に管理されています。

また、コーティングには専用の排出ガス浄化設備を増設しています。クリアネイト株式会社では2009年に全てのコーティングに関して蓄熱燃焼式排ガス浄化装置（RTO）の導入を完了し、法の規制値をクリアしています。

※コーティングとは、基材に塗工液を定量均一に塗布する設備であり、具体的には塩ビ壁紙の製造初工程で裏打ち紙に塩ビ樹脂塗工液を塗布乾燥する設備

